

電波法施行規則等の一部を改正する省令 (次世代高効率無線LANの導入)

1 諮問の背景

近年、スマートフォンやタブレット端末等の普及に加え、空港や駅、スタジアム、学校等における公衆無線LANサービスの利用拡大により、無線LAN端末が多く集まる環境で利用されるケースが増加している。加えて、今後、IoTの利用拡大により、医療分野や産業分野において無線LANが新たな形態により利用されることが期待されている。

また、無線LANの国際的な標準化活動においても、従来システム（IEEE802.11ac）よりも周波数の利用効率を向上させ、無線LAN端末が多く集まる環境でのスループットを最低4倍改善できる次世代高効率無線LAN（IEEE802.11ax）の規格策定に向けた検討が行われている。

このような背景を踏まえ、本年4月26日、情報通信審議会から次世代高効率無線LANの技術的条件に関する一部答申がなされた。本省令案は、この答申を踏まえ、同システムの導入に必要な技術基準等を定めるものである。

2 改正の概要

- (1) 次世代高効率無線LANを導入するため、2.4GHz帯及び5GHz帯を使用する小電力データ通信システム並びに5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備について、技術基準に係る規定を整備する。
- (2) チャネルの混雑緩和や高速通信の利用率向上を図るため、5GHz帯を使用する小電力データ通信システムの無線局の使用周波数帯を拡張する。
- (3) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日に施行する。